

転出証明書は郵便でも請求できます。

市町村を超えて住所を異動する場合、転入の手続きに住所地からの転出証明書が必要です。この転出証明書の請求は、郵便でもできますので、下記の要領で前の住所地の市区町村役場へ申請してください。

なお、転出される方の中に、1人でもマイナンバー（個人番号）カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合、「特例による転出」が可能です。

通知カード（紙製）では「特例による転出」はできません。

※特例による転出の場合、転出証明書は発行しません。

転入届出時、マイナンバー（個人番号）カード又は住民基本台帳カードを提示し、暗証番号（4ケタ）を入力する必要があります。

要 領

1 別途申請書の太枠内をご記入ください。

（注意）

- ・必ず昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

電話番号が記入されていないと、お尋ねしたいことがあっても連絡がとれずにお返しする場合があります。

2 110円切手を貼った返信用封筒を用意し、送付先（あなたの現在の住所）を書いてください。

（注意）

- ・転出証明書には個人番号（マイナンバー）が記載されます。個人番号が特定個人情報にあたるため、返信用封筒は簡易書留やレターパック等の直接手渡しするものや配達記録が残るものにされることをお勧めします。

（郵送料はご負担ください）

3 転出証明書は、無料です。

4 上記1，2を封筒に入れ、前の住所地の市区町村役場へ送付してください。

（注意）

- ・前の住所地で国民健康保険をお持ちだった方は、一緒に返送してください。
- ・市区町村役場に送る場合、封筒の表に「転出証明書請求」と書いておくと、担当の課に届きます。

※本人確認のため、運転免許証の写し、マイナンバーカード（表面）の写し等を添付して下さい。

転出証明書が届いたら、新住所地の市区町村役場へお持ちください。

〒 8 3 4 - 0 1 1 5

福岡県八女郡広川町大字新代 1 8 0 4 番地 1
広川町役場 住民課 住民係

電話 0 9 4 3 (3 2) 1 1 1 2